

平成25年の火薬類取締法関係事故について

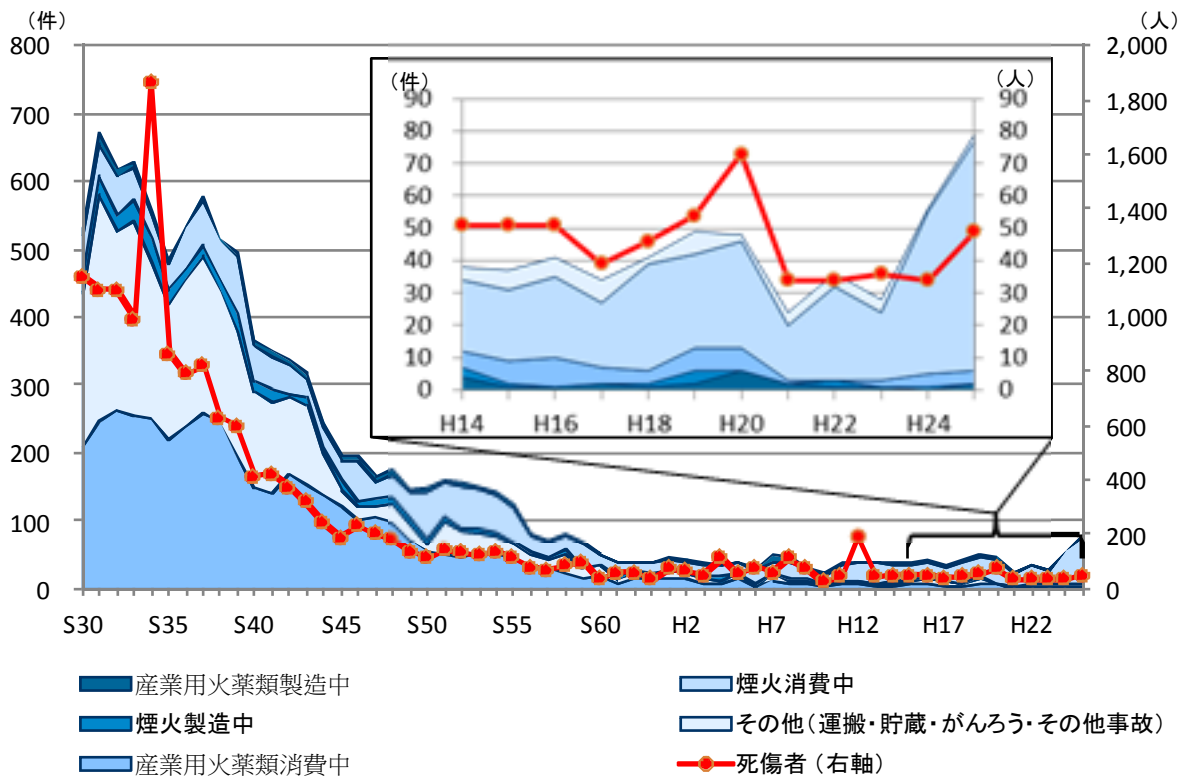
平成26年3月14日  
商務流通保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

1. 災害発生の推移、事故概要等

① 災害発生件数は、1956年（昭和31年）の671件をピークに減少し、近年は40件前後で推移していたが、平成24年は56件、平成25年は79件に増加している（図1、2参照）。

② また、人身被害については、災害発生件数の減少に伴い、死傷者数も年々減少しており、1960年までは千名を超えていた死傷者数は、近年では概ね40名前後で推移している。また、このうち死亡者数は、1980年以降、ほとんどの年で1桁台、直近の4年間発生していない（図1、2参照）。

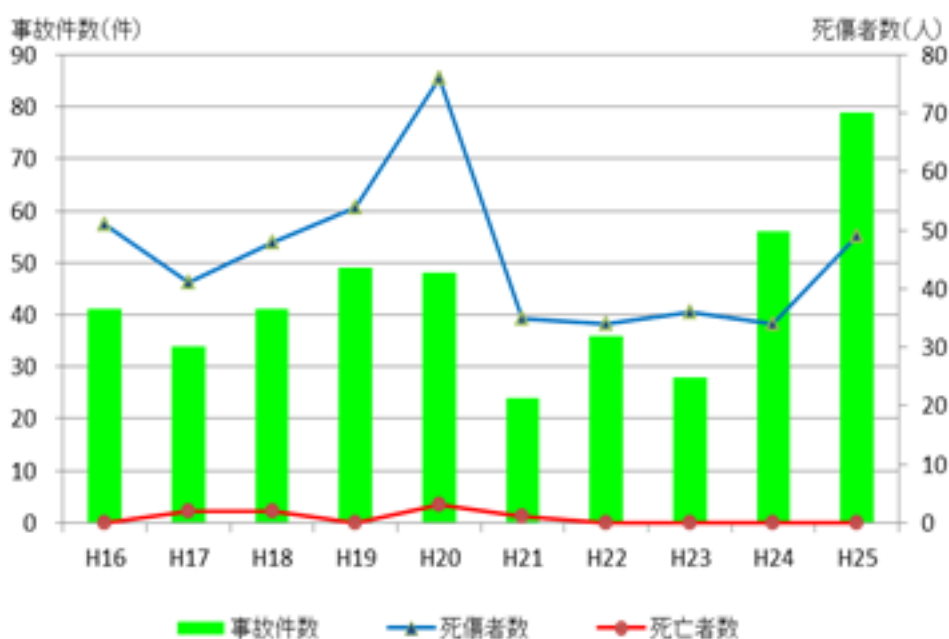
図1 昭和30（1955）年以降の事故件数の推移



③ 直近10年間、A級※相当の事故は発生していない。また、事故発生件数及び死傷者数をみると、過去10年間を通じてほぼ横ばいで推移しているが、平成25年は事故発生件数及び負傷者数共に増加している。

なお、平成21年1月に煙火消費の技術基準を改正した火薬類取締法施行規則が施行され、煙火の遠隔点火等が義務化されたことにより、以後、筒ばねによる従事者の負傷事故は発生していない（図2参照）。

図2 直近10年間（平成16（2004）年～平成25（2013）年）の事故件数の推移



項目 年	合計		
	件	死	傷 (重-軽)
21	24	1	3 - 30
22	36		5 - 29
23	28		4 - 32
24	56		4 - 30
25	79		6 - 43

※事故の分類

[A級事故]

- ・死者5名以上
- ・死者及び重傷者が合計して10名以上
- ・死者及び負傷者が30名以上
- ・甚大な物的損害が生じたもの、等

[B級事故]

- ・死者1名以上4名以下
- ・重傷者2名以上9名以下
- ・負傷者6名以上29名以下
- ・多大な物的損害が生じたもの、等

[C級事故]

- ・A級事故及びB級事故以外の事故

(火薬類事故措置マニュアルより)

④ 平成25年、A級事故はなかったが、3件のB級事故が発生している（表1参照）。

⑤ 平成25年の事故発生状況は表2の通り。事故件数79件のうち、71件ががん具煙火を含む煙火の消費に関する事故であった。その他、産業火薬の製造や、発破等の消費中の事故が発生している。

表1 平成25年B級事故概要

取扱	発生日時	発生場所 都道府県	死者	負傷者		級	事故概要
				重	軽		
消費中	7/27 19:30頃	東京都 墨田区	0	0	1	B	<p>① 19時30分頃、墨田区向島2丁目墨東通り車道で自主警備員が黒玉（2.5号玉）を発見、報告を受けた墨田区黒玉処理班がバケツの水をかけ待機、打揚げ業者の黒玉処理担当へ引き渡した。</p> <p>② 煙火の落下物と思われる物が墨東通り側のビルの屋上で観覧していた男性の顔（目の上辺り）に当たり、大会2日後の29日午前11時頃に、本人から実行委員会（墨田区役所）に対し、痛みが引かないとの連絡があり、実行委員会である墨田区役所は病院で診察を受けるよう促した。病院では特に治療措置等はなく、念のため一ヶ月後に再診察を受けることとした。一ヶ月後の診察で異常は無いとの診断結果であった。</p> <p><u>※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。</u></p>
消費中	7/31 20:35頃	長野県 下高井郡	0	1	8	B	<p>中学校の体験学習行事として行われたキャンプファイヤーにおいて、教諭が打ち上げたがん具煙火2本のうち1本から発射された火花が観覧する生徒席手前で開発し、火花が生徒に当たり重傷等を負った。</p>
消費中	8/3 21:30頃	愛媛県 伊予郡	0	0	1	B	<p>煙火の残滓が保安区域内にて警備にあっていた消防団員の右目下に打揚げ煙火の部品と思われるものが落下し罹災したもの。</p> <p><u>※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。</u></p>

表2 平成25年事故総括表

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数				
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)			計	
①製造中	産業火薬	2	} 2	0	} 0	0	-	0	} 0	- 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
②消費中	産業火薬	4	} 75	0	} 0	1	-	1	} 6	- 41
	煙火	61		0		4	-	32		
	がん具煙火	10		0		1	-	8		
③運搬中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0	- 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
④貯蔵中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0	- 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
⑤がんろう中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0	- 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
⑥その他事故	産業火薬	2	} 2	0	} 0	0	-	2	} 0	- 2
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
合計	産業火薬	8	} 79	0	} 0	1	-	3	} 6	- 43
	煙火	61		0		4	-	32		
	がん具煙火	10		0		1	-	8		

注)煙火はがん具煙火を除く。

## 2. 事故発生防止に関する主な施策

### ① 煙火消費中の事故防止に関する注意喚起

平成25年8月、夏季の花火大会における煙火事故及び負傷者数が前年同時期と比べて増加が目立ったことから、各都道府県火薬類取締担当部局長宛てに、花火大会における煙火消費中の事故防止に関する注意喚起文書を発出し、現場における事故防止に関する意識啓発を行った。【別添1】

### ② 動物駆逐用煙火の取扱いに関する注意喚起等

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって、打揚式動物駆逐用煙火の使用中に、持ち手付近が破裂し指を負傷する事故が平成25年に複数回発生したことから、同煙火の製造業者に対し再発防止策の検討、実施を要請するとともに、関係省（環境省、農林水産省）、都道府県、関係団体等を通じ煙火取扱者に対する注意喚起を依頼した。また、同煙火取扱いに関するポスターを作成し、同様の事故を防止するため、煙火取扱者への注意喚起を促した。

【別添2、3】